

盛岡広域都市計画地区計画の決定（盛岡市決定）

盛岡市告示94号
平成31年3月12日

都市計画乙部北地区地区計画を次のように変更する。

名 称		乙部北地区地区計画				
位 置		盛岡市乙部4地割から6地割まで及び13地割並びに黒川21地割から23地割までの各地内				
面 積		約 65.6 ha				
地区計画の目標		本地区は、盛岡市南部に位置する市街地であり、現在形成されている工業地及び住宅地区としての環境の保全と今後の建築物の適切な誘導を図ることを目標とする。				
区域の整備・開発及び保全の方針	土地利用の方針		<p>本地区の北上川に接する工業地区については、今後も工業地としての活用を図る。</p> <p>国道396号沿道は、既に沿道商業業務系の土地利用が図られていることから今後も幹線道路沿道地区として沿道サービス施設および地域住民の生活利便施設の立地を図る土地利用とする。</p> <p>工業地周辺の住宅地区は、今後も低層を中心とした、住宅地を形成する地区とする。</p>			
	地区施設の整備方針		現在形成されている道路網を基本に、国道396号を中心とした道路網の形成を図る。			
	建築物等の整備の方針		<p>工業地区については、建築用途の規制を行い工業地としての維持、増進を図る。</p> <p>住宅地区については、建築物の用途及び高さを制限し良好な住宅地としての環境を保全する。</p> <p>沿道地区については、沿道サービス及び地区住民に対する施設の立地を誘導するよう建築物の用途の制限を行い、建築物の適切な誘導を図る。</p>			
地区整備計画の備考	地区施設の配置及び規模		道 路	道路1号 幅員 9m 延長 約290m	道路2号 " 9m 延長 約420m	道路3号 " 9m 延長 約510m
	建築物等に関する事項	地区の区分	地区の名称	工業地区	住宅地区	沿道地区
		地区の面積	39.0 ha	15.4 ha	11.2 ha	
	建築物等の用途の制限		次に掲げる建築物は建築してはならない。 ① 共同住宅 ② 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するものでその用途に供する部分の床面積の合計が500㎡を超える建築物 ③ 建築基準法別表第2(ほ)項第2号及び第3号に掲げる建築物	次に掲げる建築物は建築してはならない。 ① 建築基準法別表第2(に)項第3号から第6号に掲げる建築物 ② 建築基準法別表第2(を)項第5号に掲げる建築物 ③ 建築基準法別表第2(わ)項第6号に掲げる建築物	次に掲げる建築物は建築してはならない。 ① 建築基準法別表第2(り)項第2号に掲げる建築物 ② 建築基準法別表第2(を)項第2号及び第5号に掲げる建築物 ③ 建築基準法別表第2(わ)項第6号に掲げる建築物 ④ 建築基準法別表第2(か)項に掲げる建築物	
建築物等の高さの最高限度			敷地地盤面からの高さは10m以下とする。			
備 考						

「区域、地区整備計画の区域は、計画図表示のとおり」